

よくあるご質問

Q1. 最近父の物忘れがひどくなってきました。施設の入居金の支払いを準備していますが、その前にできることはありますか？



A1. いざ施設への入居金を支払うときに、認知症になってしまっている場合、銀行口座が凍結されて子どもでも手続きできなくなります。事前に信頼できる子ども等に信託しておくことをお勧めします。

Q2. 現在母親が実家で一人暮らししています。今後のことが心配です。何か対策はありますか？



A2. 今後お母さまが認知症や病気等で長期入院されると、ご実家は空き家となってしまいます。事前に信頼できる子ども等に信託しておけば、子どもでも売買やリフォーム等の手続きができるようになりますので、介護費用に充てることも可能です。



Q3. 高齢の父はアパート経営をしています。今は元気ですが、今後アパートの管理や修繕の手続きができなくなることを心配しています。

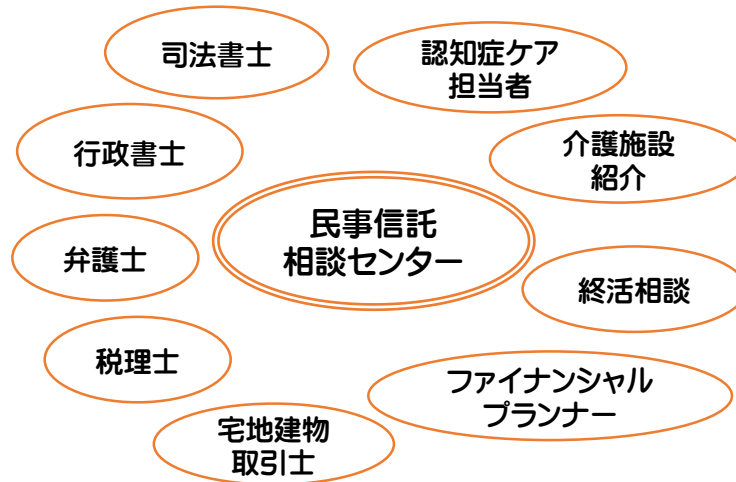


A3. お父様が認知症や寝たきりになると、アパートの家賃管理や、修繕等の契約行為ができなくなります。父から子へ信託することで、契約日その日から効力が始まりますので、父と子で話し合いながら不動産の管理を進めることができます。



介護の時代を安心して迎えるために

家族信託に関わる様々な問題に対応いたします。まずはお電話を。



一般社団法人民事信託相談センター

〒231-0063 神奈川県横浜市中区花咲町3-87 NSGビル401

0120-408-409

(受付時間 平日9:00~18:00)

E-mail : k.h@minjishintaku.org

<https://www.minjishintaku.org/>

無料説明会は毎月開催しています。詳しくはHPをご覧ください。

民事信託相談センター

あんしんの認知症・介護対策

人生集大成の時
信頼できる人に財産を託す
家族信託

認知症対策

介護費用

空き家対策

後見人の前に



一般社団法人民事信託相談センター

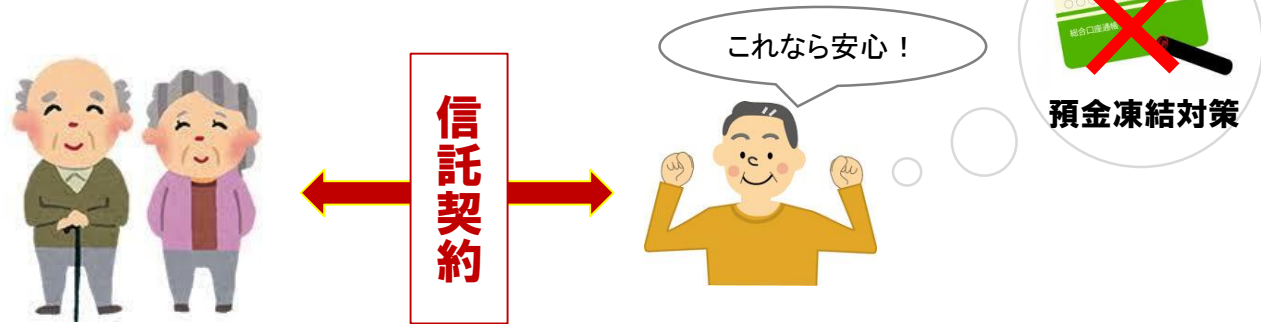
家族信託とは

もし親御さんが認知症になってしまうと、本人名義の口座が凍結されたり、ご自宅の手続きができなくなることがあります。

家族信託とは、ご本人(委託者)が判断できるときに、あらかじめ信頼できる家族等(受託者)に財産の一部の管理を託す契約をしておく制度です。

これにより、ご本人が万一認知症等により判断ができなくなっても、代わりに家族が対応できるようになります。

介護の時代に備えるための対策として、今、注目されています！



家族信託なら、後見制度に頼らず、認知症等の対策ができます！



まずは将来の介護の準備について話をしましょう！

相談料
無料



家族信託説明会は毎月開催しています。詳しくはホームページをご覧ください。

民事信託相談センター

ステップ 1 説明会 & 個別の相談
心配ごとの解決に、家族信託が有効かどうか、まずはお相談ください。

ステップ 2 ご家族での話し合い
私どもスタッフが伺いしたり、事務所で、ご家族皆様のお考えを話し合い、同意を得ます。

ステップ 3 専門家との打合せ
契約書作成へ向けて、必要に応じて、行政書士、弁護士、司法書士等と打合せします。

ステップ 4 ご契約
公証役場での公正証書の作成等を行います。

ステップ 5 不動産登記
当社提携の司法書士が行います。(※不動産を信託する場合)